

身体認証サービスをご利用中で 再発行や更新等により新しいカードが届いたお客さま

- 身体認証サービスにつきましては、これまでのご利用状況を鑑み、誠に勝手ではございますがサービスを終了させていただきます。2023年5月13日(土)21時のサービス終了をもって、契約は解約となります。
- 終了までの期間も身体認証契約のあるお客さまが新しいカードを受け取られた場合、新カードに身体データの登録が必要です。
- サービス終了間近等でご来店をご希望されない場合は、カードタイプによりご利用いただけるお取引が異なりますので、以下のご案内をご確認ください。
- 2023年5月14日(日)以降は、すべてのお客さまが身体認証に関するお手続き不要で、新しいカードをそのままご利用いただけます。

以下のどちらかひとつでも該当しますか？

- ①現在、**身体認証サービス**を利用している。
- ②本手続きを確認している日にちが**2023年5月13日(土)**よりも前の日付である。

いいえ

ご来店不要

(お手続き不要)
新しく届いたカードを
そのままご利用ください。

はい

お客さまがお持ちのキャッシュカードのカードタイプはどちらに該当しますか？(*1)

コンビタイプ



カード裏面に
◎マークがあります。

セキュリティタイプ



カード裏面に
◎マークがあります。

身体認証サービスを5月13日まで利用したい

いいえ

5月13日までに銀行での手続き(ATMのご出金等含む)予定がある

はい

はい

いいえ

ご来店不要

(お手続き不要)

- ICチップ(身体認証なし)
限度額・磁気ストライプ
限度額でのATMお取引が
ご利用いただけます。

ご利用いただけない お取引

ATM
ICチップ(身体認証あり) 限度額取引
窓口取引
お引き出し・お振り込み 一部諸届

ご来店のうえ、お手続きが必要

- 窓口で身体情報の再登録をお願いします。
- 2023年5月13日(土)のサービス終了時まで、身体認証サービスをご利用いただけます。
- ご来店時にお持ちいただくものは以下のとおりです。

- ①現カード(身体データ登録済)
 - ②新カード
 - ③カード取引口座のお通帳
 - ④カード取引口座のお届印
 - ⑤ご本人さまを確認できる書類*
 - ⑥身体認証対象口座となっている定期預金通帳または証書
(定期預金口座を身体認証口座に指定しており、その身体認証契約を解約する場合)
- *主な本人確認書類は、「運転免許証」「パスポート」「個人番号カード」等があります。
- ※現カードの身体認証にて本人確認が可能な場合は、①~③(⑥)のみでお手続きいただけます。チップの読取不良等、現カードにて本人確認ができない場合に備え、④⑤もお持ちください。

ご来店不要

(お手続き不要)

ご利用いただけない お取引

ATM
お引き出し お振り込み・残高照会等
窓口取引
お引き出し・ お振り込み・一部諸届等

※身体データのご登録または
契約解除・サービス終了まで
は各種お手続きがご利用いた
だけません。

2023年5月14日(日)以降は、カード種類にかかわらず、身体認証関連のお手続き不要でご利用いただけます。

(*1)スーパーICカードの場合は、裏面にタイプ名の記載があります。なお、提携カード(スーパーICカードSuica、スーパーICカードTOKYU POINT PASMO、スーパーICカードKIPS+PiTaPa)は「コンビタイプ」のみのお取り扱いです。
※2023年5月13日(土)までに、スーパーICカードのセキュリティタイプまたはゴールドプレミアムの方でキャッシュカードへの身体データのご登録がない場合、「身体認証による預金被害補償」の対象外となります。規約をご確認ください。
※2023年5月14日(日)以降は、身体認証サービス廃止に伴い、「身体認証による預金被害補償」も終了します。